

継続雇用制度における選定基準等に関する協定書

株式会社と 労働組合とは、定年後の選別制継続雇用制度の選定基準及び取り扱い方法に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 定年は当社就業規則の定めるところとするが、定年以後も引き続き勤務を希望する者は、定年予定日の か月前までに会社に申し出るものとし、会社は、次の各号の基準または条件を満たす者については「別表の年齢」に達するまでの間、1年契約の更新制として定年に引き続き再雇用（以下「継続雇用」という）しなければならない。

- （1）身体、精神が定年前と同様に就業できる者。会社は、必要に応じ会社の指定する医師の診断書を提出させることがある。
- （2）過去5年間に当社就業規則に定める懲戒処分の「謹責」「減給」以上の処分を受けたことのない者。
- （3）過去3年間にわたり、当社の人事評価が「B（普通）」以上と評価された者。
- （4）過去3年間に自己過失による人身事故、免許停止等重大な交通違反のない者。
- （5）別に定める当社の「嘱託就業規則」の労働条件に合意する者。

第2条 会社は、定年予定5年前の該当者全員に通知し、本人の申出により当人に対する人事評価の開示を含め隨時に継続雇用について面談・指導し、併せて定年後の就業意欲の査定の参考とする。

第3条 前第1条の継続雇用について、会社は該当者の定年予定日の か月前までに同条の基準または条件等の事実を本人に開示し、継続雇用の可否を本人に通知しなければならない。

第4条 継続雇用を通知した者について、会社は該当者の定年予定日の か月前に本人と継続雇用時の労働条件について協議し、労働契約を書面にて締結しなければならない。

第5条 会社は、更新を希望する継続雇用者の契約更新の都度、前第1条各号の基準または条件の適合性を確認して本人に開示し、契約更新の有無を契約期間終了の30日前までに本人に通知しなければならない。

第6条 本協定書の発効は平成 年 月 日とする。

平成 年 月 日

株式会社 代表取締役社長

印

労働組合（又は従業員代表）委員長（又は代表者）

印
(従業員代表の場合は選出の方法)

別表

対応期限	継続雇用 上限年齢
平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日	62 歳
平成 19 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日	63 歳
平成 22 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日	64 歳
平成 25 年 4 月 1 日～	65 歳